

特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク
サービス管理責任者等研修事業 学則

(研修の開講目的)

第1条 研修の目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)に基づく障害福祉サービス並びに児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)に基づく障害児通所支援及び障害児入所支援の質を確保するため、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の業務に従事する者を対象として、障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得し、資質の向上を図ることを目的とする

(研修事業の名称)

第2条 研修の名称は以下の通りとする

令和元年度神奈川県サービス管理責任者等研修 更新研修

(研修の内容及び事業者指定番号)

第3条 研修の内容

研修の内容は、厚生労働大臣が定めるもの等(平成 18 年 9 月 29 日付厚生労働省告示第 544 号)に規定される研修(以下「サービス管理責任者研修」という)及び障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの(平成 24 年 3 月 30 日付厚生労働省告示第 230 号)に規定される研修(以下「児童発達支援管理責任者研修」という)の実施

- ・ 障害福祉・児童福祉の動向に関する講義
- ・ サービス提供の自己検証に関する演習

(事業者指定番号)

事業者指定番号：003

(研修実施場所)

第4条 研修の実施場所は次のとおりとする

第 1 回 第 2 回

「厚木市文化会館」 厚木市恩名 1－9－20

第 3 回 第 4 回

「神奈川県立公文書館」 横浜市旭区中尾 1－6－1

第5回 第6回

「おださがプラザ」 相模原市南区南台3-20-1 ラクアル・オダサガ4階

第7回 第8回

「平塚商工会議所」 平塚市松風町2-10

第9回 第10回

「アミューあつぎ」 厚木市中町2-12-15

(研修担当部署の名称、所在地及び連絡先)

第5条 研修担当部署の名称、所在地及び連絡先は次のとおりとする

名 称 特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク

所在地 神奈川県厚木市旭町1-9-7 旭町三紫ビル302

連絡先 電話：046-220-5380 FAX：046-220-5381

(研修期間)

第6条 研修期間

	募集期間	定員	実施
第1回 ～ 第6回	令和元年7月6日 ～ 令和元年7月31日	各回100名	第1回 令和元年9月4日 第2回 令和元年9月5日 第3回 令和元年10月2日 第4回 令和元年10月3日 第5回 令和元年11月25日 第6回 令和元年11月26日
第7回 ～ 第10回	令和元年11月11日 ～ 令和元年12月10日	各回100名	第7回 令和2年1月22日 第8回 令和2年1月23日 第9回 令和2年2月19日 第10回 令和2年2月20日

(研修カリキュラム)

第7条 神奈川県サービス管理責任者等研修実施要領に基づき、研修カリキュラムは、「サービス管理責任者研修事業の実施について」(平成18年8月30日障発0830004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の「サービス管理責任者研修事業実施要綱」(以下「事業実施要綱」という)のとおりとする。

(講師氏名)

第8条 講師

氏名	所属
(演習統括) 大友崇弘	社会福祉法人風祭の森
(演習統括) 長谷川大輔	社会福祉法人ぴぐれっと
青木一男	社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団
青木昌子	社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団
荒井大介	社会福祉法人聖音会
安保博史	特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク
飯塚純子	社会福祉法人ぴぐれっと
伊藤美晴	社会福祉法人至泉会
浮貝明典	NPO 法人 PDD サポートセンターグリーンフォーレスト
内山満	社会福祉法人かながわ共同会
宇山秀一	社会福祉法人横浜やまびこの里
榎正晴	社会福祉法人ル・プリ
遠藤剛	社会福祉法人十愛療育会
岡西博一	特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク
小川陽	特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク
柏美樹	特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク
勝田俊一	社会福祉法人さくらの家農園
川北敏晴	社会福祉法人白根学園
河原雄一	社会福祉法人星谷会
清田聡	社会福祉法人明星会
小池憲一	特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク
小林麻衣子	社会福祉法人相模原市社会福祉事業団
小松江美	社会福祉法人三篠会
古山恵治	特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク
斎藤優子	社会福祉法人すずらの会
酒井裕樹彦	社会福祉法人清和会
坂田道啓	社会福祉法人白根学園
佐藤敏彦	特定非営利活動法人藤沢相談支援ネットワーク
佐野良	特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク
塩田友紀	社会福祉法人唐池学園

志賀信道	特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク
島田哲	社会福祉法人至泉会
末村光介	社会福祉法人おおいそ福祉会
鈴木謙之	社会福祉法人育桜福祉会
相馬妙子	特定非営利活動法人 roots
高橋幸治	社会福祉法人セイワ
田中努	社会福祉法人唐池学園
田中秀巳	特定非営利活動法人藤沢相談支援ネットワーク
千葉高史	社会福祉法人常成福祉会
常松智史	社会福祉法人びぐれっと
東海康行	社会福祉法人よるべ会
富岡貴生	特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク
南湖浩一郎	社会福祉法人県央福祉会
新實正樹	社会福祉法人緑友会
長谷川正己	社会福祉法人かながわ共同会
林雅之	社会福祉法人清和会
平田智徳	社会福祉法人県西福祉会
深津俊江	社会福祉法人横須賀基督教社会館
福岡新司	一般社団法人 SOWET
松井正志	社会福祉法人社会福祉法人光友会
松田美由紀	社会福祉法人清光会
宮崎勤	特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク
宮下拓	社会福祉法人川崎市社会福祉事業団
向山眞知子	社会福祉法人大和しらかし会
望月明弘	公益財団法人横浜市総合保健医療財団
元田勲	社会福祉法人日本キリスト教奉仕団
柳川圭介	特定非営利活動法人シーガル研修・研究機構
山口明美	特定非営利活動法人綾瀬あがむの会
山本佳一	社会福祉法人訪問の家
吉田展章	特定非営利活動法人藤沢相談支援ネットワーク
吉原正人	特定非営利活動法人鎌倉はっぴーくらぶ
渡邊史朗	社会福祉法人らっく

（使用テキスト）

第9条 厚生労働省実施の令和元年度サービス管理責任者等指導者養成研修会で使用したテキストに基づき、当事業者が作成したテキストを使用する

（受講資格と受講手続等）

第10条 研修に関する受講資格及び受講手続は次の通りとする

（1）受講資格

平成30年度までに、次の（ア）及び（イ）の研修を修了した者

（ア）サービス管理責任者研修（介護分野、身体分野、知的精神分野、就労分野のいずれか）若しくは児童発達支援管理責任者研修

（イ）神奈川県サービス管理責任者補足研修（相談支援従事者初任者研修の（講義部分）

（2）受講手続

募集要領は開講日の45日前までに、法人ホームページに掲載する所定の申込書により申込をし、受講決定を受けたものは、受講決定通知書に記載された内容を遵守し、共通講義、演習を受講する

（3）申込方法

申込方法：簡易書留郵便にて郵送

ファクシミリ、電子メール、電話による申込は不可とする

送付先：〒243-0014 神奈川県厚木市旭町1-9-7 旭町三紫ビル302

特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク

申込期限：別途、研修募集要領で案内する

第11条 受講者の決定、受講方法

（1）受講の選考

受講申込者が定員を超えた場合は申込み内容を審査のうえ研修実施要領に記載の受講者選考基準に基づき決定する

（2）通知方法

受講決定通知は各法人あてに、個人申込については申込者あてに郵送する

（3）受講の決定

受講決定後の受講者、受講日程の変更等は認めない

（受講料及びその他の受講に要する費用と納入方法）

第12条 研修に関する受講料及びその他の受講に要する費用と納入方法

（1）受講料等の費用

受講料は、17,600 円とする

(2) 納入方法

納入方法については、受講決定通知に同封して案内をする

納付済みの受講料については、返金しない

受講料の振込手数料、会場までの交通費その他についても受講者負担とする

(研修修了の認定方法)

第 13 条 研修修了の認定方法については、「神奈川県サービス管理責任者等研修実施要領」に基づき本人確認のされた受講生で、研修のカリキュラムを全て受講し、サービス管理責任者等としての知識を習得したと認められる者とする

(1) 遅刻、及び早退は欠席とみなし修了証書を交付しない

(2) 著しく受講態度が悪く（私語、居眠り、携帯電話の使用等）、繰り返し注意された場合には修了証書を交付しない

(個人情報の取扱方法)

第 14 条 個人情報の取扱

(1) 提出された個人情報について、研修事業以外の目的には使用しない

(2) 研修事業に関する書類（申請書・届出の控え、受講者の出席状況等に関する書類、講師の出向状況に関する書類等）は、研修後 5 年間保存するものとする

(3) 研修修了者名簿は、神奈川県に提出するものとする